

⑧ アルバイト

アルバイトは、あくまでも二次的なものですので、学業に支障のないよう配慮するとともに、職種や作業内容が自分に適しているかどうかを慎重に判断して決定するようにしてください。また、就労に際しては本学学生としての自覚を持ち、誠意と責任ある行動をとるよう心掛けてください。

※トラブルを防ぐため、採用時に給与の支払方法等を必ず確認し、書面による契約を取り交わすようにしてください。

⑨ 下宿・アパート

工学部ホームページ上で情報提供を行っています。契約の際には、入居時・退去時の支払、契約途中での解約、修理代請求などトラブルの原因となる事項等について十分に確認してから、必ず契約を結んでください。また、地域ルール（ゴミ収集の場所、曜日等）やマナーを守り、管理責任（特に火の元）には十分配慮して生活するよう心がけてください。

※本人または父母の住所を変更したときは、ポータルサイト（学籍情報変更申請）により変更の手続きをしてください。

⑩ 課外活動

大学の課外活動は、グループ活動による実践的な経験を通じて、社会生活上必要な自律性、協調性、指導力、創造力等を体得する場として重要視されています。また、近年における大学教育の著しい普及と学生意識の多様化等によって、学生と教職員との人間的な触れ合いの場がますます強く求められています。

新入生・在学学生を問わず、奮ってこのような課外活動に参加し、団体活動を通じて全人格的人間形成に努め、有意義な学生生活を送ってください。

活動にあたっての留意事項

(1) 団体の登録

現在、結成が認められている団体は、毎年度始めまでに所定の手続きにより、一定の期間内に「団体継続」を申請しなければなりません。申請し許可を受けた連合体加盟団体に限り、運営に対する補助や施設の貸与があり、宣伝活動等を行うことができます。

また、未加盟の団体で5年以上活動している場合であれば、連合体加盟団体に昇格を申請することができます。

※学生生活委員会での協議の結果、認められないことがあります。

(2) サークル・同好会の結成

サークル・同好会を結成しようとする場合は、学生課へ願い出て、学生生活委員会の承認を得る必要があります。

団体結成条件としては、

- ・2学年以上にわたり10名以上の構成員がいること
- ・継続的な活動が見込めること
- ・団体規約を作成すること
- ・指導教職員を定めること
- ・大学等の諸規則及び決定、指示に従うこと

また、申請事項の変更や、サークルを解散する場合は、速やかに届け出てください。

(3) 集会を行う場合

学生又は団体が学内外で集会等を行う場合は、実施の 1 週間前までに「集会届」を学生課へ提出してください。

(4) 合宿・試合

団体が合宿や対外試合等を行う場合は、実施の 1 週間前までに所定の申請書類を学生課へ提出してください。実施終了後は、終了後 1 週間以内に所定の報告書を提出してください。

(5) 文書・ポスター等の掲示及び印刷物の配布について

学生又は団体が、学内に文書やポスター等を掲示しようとするとき、又は印刷物を刊行・配布しようとするときは、そのポスター等を事前に学生課へ提出し、学生課の許可を受けてください。許可されたポスター等には、「受付印」を押印します。受付印がないものは、掲示及び配布できません。掲示期間は、原則 1 週間です。

(6) 郵便物

各団体に対する郵便物は学生課前に設置のメールボックスで保管しますので、責任者は必ず確認に来るよう心がけてください。また、宛名にはサークル名を入れるようにしてください。

(7) その他

学内において署名運動、世論調査、寄附金募集等を行おうとするときは、団体責任者は学生課へ届け出てください。

届出事項が許可・承認を受けている場合であっても、内容等に変更があった場合は、速やかに届け出て承認を受けるようにしてください。

なお、学生又は団体が、学外で日本大学の名称を使用して、前各項に該当する行為をしようとするときは、同様に学生課へ届け出てください。

学生団体事務局

団 体 名
体 育 会
学術文化サークル連合会

北桜祭実行委員会事務局

団 体 名
北 桜 祭 実 行 委 員 会

体育会

団 体 名
應 援 團
合 気 道 部
空 手 道 部
弓 道 部
剣 道 部
硬 式 ソ フ ト ボ ー ル 部
硬 式 庭 球 部
硬 式 野 球 部
ゴ ル フ 部
サ ッ カ ー 部
射 撃 部
柔 道 部
水 泳 部
ス キ ー 部
ソ フ ト テ ニ ス 部
卓 球 部
軟 式 野 球 部
日 本 拳 法 部
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部
バ ド ミ ン ト ン 部
バ レ ー ボ ー ル 部
ハ ン ド ボ ー ル 部
ボ ク シ ン グ 部
洋 弓 部

団 体 名
ラ グ ビ ー 部
ラ ク ロ ス 部
陸 上 競 技 部

学術文化サークル連合会

団 体 名
演 劇 部
桜家一門YOSAKORI隊
音 楽 研 究 会
音 響 研 究 会
滑 空 研 究 会
管 弦 楽 部
機 械 研 究 会
建 築 研 究 会
サ イ ク リ ン グ 部
自 動 車 部
写 真 部
ジ ャ グ リ ン グ 部
情 報 研 究 会
吹 奏 楽 部
赤 十 字 奉 仕 団
創 作 活 動 部
ダ ン ス サ ー ク ル
地 域 連 携 活 動 研 究 会
鐵 道 研 究 会
天 文 研 究 会
動 画 漫 画 研 究 会
美 術 部
Volunteer & Sports サークル
木 匠 塾
モダンジャズ研究会
ワンダーフォーゲル部

連合体未加盟団体

団 体 名
異文化コミュニケーション研究会
起 業 サ ー ク ル
基礎スキー研究同好会
キ ャ ン プ サ ー ク ル
サバイバルゲーム同好会
書 道 会
ジョイフルテニス同好会
杖 道 同 好 会
数 物 交 流 会
スクエアスポーツ同好会
3on3since1891同好会
土 木 女 子 の 会
トレーディングカードゲーム研究会
日 工 女 デ ィ ベ ー ト 会
日本大学工学部クイズ研究会
フォークソング同好会
フ ッ ト サ ル 同 好 会
Racing Kart 研究会
留 学 生 会

体育会，学術文化サークル連合会，連合体未加盟団体の団体名は，2024年4月1日現在活動中の団体を記載。

⑪ 学内交通規則

学内及び周辺道路における危険と騒音を防止し、交通の安全と円滑をはかり、より良い学園環境を保持するために学内交通規則が定められています。日毎に増加する車輦と、交通事情の悪化により、憂慮すべき事故が多発している現況をよく認識し、運転者として責任ある運転を行い、自己の学業や将来に支障をきたしたり、他人に迷惑をかけることなどのないよう学生の皆さんの協力をお願いします。

日本大学工学部学内諸車通行指示図「123 ページ」参照

(1) 基本的規則について

- ア 学内に出入りする自動車・自動二輪車・原付自転車・自転車は徐行し、駐車禁止・進入禁止その他の規制標識や指示標識に従い、指定された通行路を守りそれぞれの駐車場・自転車置場に置くようにしてください。
- イ 学内に用事のある業務用の車やタクシー等は、守衛室より通行許可証を受け、正門より学内に入ることができます。
- ウ 学部行事、その他特別な行事の際は、臨時の通行路や駐車場を設けることがあります。
- エ 東北高校の教職員の自動車・自動二輪車・原付自転車及び生徒の自転車は、E（高校正門）より通行することになっています。

(2) 学校周辺道路について

金山橋一日大に至る道路は公安委員会が指定した速度制限（時速 40km）・駐車禁止（終日）の区間です。また、その他の日大周辺道路も駐車禁止です。

(3) 学内通行路と駐車場及び自動二輪車・原付自転車（電動キックボード）・自転車の置場について

- ア **自動車**はバス停留所脇**A**より入り徐行して**B**に至り、一旦停止のうえ学生・教職員それぞれの専用駐車場に入れてください。駐車場に出入りの際は事故防止のため十分な安全確認を行ってください。出の場合は**B**を経て**A**に至る通行路の通行区分に定められた部分を徐行し、**A**において信号機の指示に従い学外道路に出るようにしてください。
- イ **自動二輪車・原付自転車（電動キックボード）**はバス停留所脇の**A**より入り、通行区分に従い定められた部分を徐行し、対向車に注意して**F**より右折し専用置場に入れてください。出の場合も同じ通行路によってください。**A－B**間通行路は道幅が狭く、自動車と自動二輪車・原付自転車等が通行することになるので十分な注意が必要です。
- ウ **自転車**は**D－B**間の通行路を通り駐輪場に入れてください。出の場合も指定された通行路を通り学外道路に出るようにしてください。

(4) 車の登録、許可について

学生の車輦は、学生駐車場以外に駐車禁止

自動車等での通学を希望する場合は願い出により許可します（毎年度更新すること。ただし、1 年次生は許可しません）。手続期間については、ポータルサイトで連絡しますので、希望者は必ず確認してください。なお、別途、交通安全講習会を実施しますので、自動車通学希望者は必ず受講してください。講習会に出席しなかった場合には原則として許可しません。

- ア 自動車・自動二輪車・自転車等の車輦は必ず、指定の置場に駐車してください。学生駐車場・駐輪場以外に駐車した場合には駐車違反となりますので注意してください。
- イ 自動車通学を許可された者に対しては駐車許可証を交付します。**駐車許可証は、常にフロン**

ト位置に提示してください。

ウ 自動車通学許可条件は次のとおりとします。

- a 学部2年次生以上
- b 住居が大学から片道2km以上離れている者
- c 保証人（父母等）の同意
- d 交通安全講習会出席者
- e Web 住所登録，履修登録を確実にしている者
- f 任意保険への加入

※ 詳細については，学生課窓口に問い合わせてください。

(5) 積雪・凍結道路における注意について

福島県道路交通規則では，積雪または凍結している道路での運転者への遵守事項を次のように定めているので，注意してください。違反をすると罰金が科せられます。

- a 積雪又は凍結している道路において，駆動輪にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部の摩耗が50パーセント以下のものに限る。）を取りつける等すべり止めの措置を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く）又は原動機付自転車を運転しないこと（第11条第1号）

(6) 事故等について

学内外で事故等があった場合は，相手の連絡先等を聞き，警察に立ち会ってもらうなどして適切に対応してください。事故等のトラブルについては，大学は一切責任を負いませんので十分注意してください。

(7) 違反に対する処置について

学内外での違反・事故については本人または，父母に対して厳重な注意を与え，反省を促すため適切な処置を行います。

違反が重なる場合には父母を呼び出し，車の使用を禁じる場合もあります。

(8) 交通指導について

随時，教職員による交通整理・指導を行いますので，違反のないよう指示に従い協力してください。また，専門家による交通安全その他交通についての講習会を行いますので，その際には必ず参加をお願いします。事故の当事者，関係者に自分を置き代えてみれば，どんな悲惨な状態に陥るかが想像できると思います。明日は我が身かもしれません。こと人命に関することでもあるので，本学部としても，交通安全について機会あるごとに強く周知徹底をはかります。

⑫ キャンパス内の禁煙

平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が公布され，学校施設は原則，敷地内は禁煙となりました。本学部では，すべての人々が快適に過ごせるキャンパス環境作り及び喫煙マナーの向上を図るため，特定屋外喫煙場所を設置し，これ以外では全面禁煙です。

下記事項の徹底を推進していますので，ご協力をお願いします。

- (1) 特定屋外喫煙場所以外での喫煙禁止
- (2) 歩行中の喫煙禁止
- (3) 吸い殻のポイ捨て禁止

⑬ 遺失物・拾得物

- (1) 落とし物・忘れ物をしたとき…学生課で確認してください。
- (2) 落とし物を拾ったとき……………本学構内で落とし物を拾った場合は、速やかに学生課に届け出てください。
- (3) 落とし主への連絡方法……………持ち主が明らかな場合は学生課から連絡します。持ち主が不明な場合は、学生課前の陳列ケースに一定期間陳列します。

※ 一定期間を経過しても受け取りに来ないときは処分します。教科書等、名前を記入できるものは必ず記入してください。

⑭ その他の注意事項

以下の被害に遭わないように注意してください。

また、自分自身が犯罪の加害者側に巻き込まれないようにしてください。

(1) 盗難に注意

盗難事件の発生が懸念されますので、各自所持品は常に携帯するようにしてください。また、自転車等には厳重に鍵をかけてください。

(2) マルチ商法等の悪質商法に注意

マルチ商法とは、不当な勧誘で一般消費者を販売員に仕立て上げ、連鎖的に消費者を販売員とし、組織を拡大していく悪質商法です。その他にもアンケートを装って街頭で声をかけてくるキャッチセールス、電話により言葉巧みに別の場所に呼び出して商品やサービスを売り付けるアポイントメントセールス等、悪質商法による様々な被害が後を絶ちません。楽して儲かる話、クレジット等の借金が必要な話、すぐ実行をせまる話等には十分注意してください。「うまい話には必ず裏がある」ことをよく考えてみましょう。また、コンピュータ・ネットワークの急速な社会への普及に伴い、ホームページやメール等を利用した悪質商法が増加しています。インターネット利用時は自分のIDやパスワードの管理を徹底し、クレジットカード使用の際はセキュリティを確認の上、カード番号をむやみに送信しないようにしてください。

(3) 携帯電話（スマートフォンを含む）を利用した不当な請求に注意

携帯電話の出会い系あるいはアダルトサイトから「クリックしただけで契約したことになるので、入会金〇万円を支払え」といった内容の請求メールが送信されるといったトラブルが多数発生しています。次の予防策を十分認識し、このようなトラブルを未然に防止してください。

ア 不用意なクリックは慎んでください。（クリックによって情報が来るだけでなく出ていくことを理解すべきです。）

イ 見覚えのない送信元からメールに表示されているアドレスには絶対アクセスしないでください。（基本的に分からないところから送りつけられたメールは、即削除すべきです。）

ウ 各携帯電話のメーカーで用意しているメール着信に関する制限機能を利用することを勧めます。

誤ってクリックしてしまい請求された場合や身に覚えがないのに請求されたときは、簡単にお金を支払わないでください。また、電話番号・メールアドレス・住所等の個人情報相手を絶対伝えないよう安易に連絡を取らないでください。なお、最近はこのような架空請求を無視した場合に、裁判所の支払督促や少額訴訟の制度を悪用するケースも発生していますので、葉書や封書による請求書またはメールを処分・削除する前に、警察署あるいは消費生活センター等に相談するようにしてください。

【電話番号】

警察安全相談 TEL 024-525-3311
郡山警察署相談係 TEL 024-922-2800
郡山市消費生活センター TEL 024-921-0333

(4) 振り込め詐欺に注意

息子や孫を装って、交通事故の示談金や借金の返済等を名目に現金をだまし取る『振り込め詐欺』が多発していることについては、新聞・テレビ等の報道によって皆さんもご存知のことかと思いますが。本学部でも未遂でしたが、同様の事件が数件報告されています。このような事件の被害にあわないためにも、日頃からご両親と緊密に連絡を取り合うよう心がけてください。

(5) 大麻等の違法薬物に注意

大麻等法律で禁止されている薬物を1回でも使用した場合は、薬物乱用となり犯罪行為になります。「1度くらいなら大丈夫」「集中力があがる」などという話に乗らず、皆さんの健康と安全、将来を守るために、危険薬物を持たない、近づかない、使わない勇気を持ちましょう。

(6) 地震・水害・事件・事故等にあった場合について

ア 日常の中で災害時の連絡方法や避難路、避難場所を確認しておいてください。

工学部ホームページ <https://www.ce.nihon-u.ac.jp> に掲載の「防災マニュアル」をご確認ください。

イ 地震・水害等の災害に被災した場合や、事件・事故等に遭遇した際には、被害状況等をまず公的機関へ連絡し、次に学生課へ連絡してください。

ウ 災害時における郡山市の避難場所として本学部も指定（70号館3階フロア以上緊急時の垂直避難施設）されていますので、周辺に居住している学生は本学部へ避難してください。

緊急時の 連絡先	災害時 専用電話 024-924-2999
	火災・救急・救助のテレホンサービス 024-933-4000

【災害用伝言ダイヤル】

災害用伝言ダイヤルは、地震等の災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

〈公衆電話からの通話〉

グリーンのアナログ公衆電話……………緊急ボタン押し上げ又はコイン投入で通話

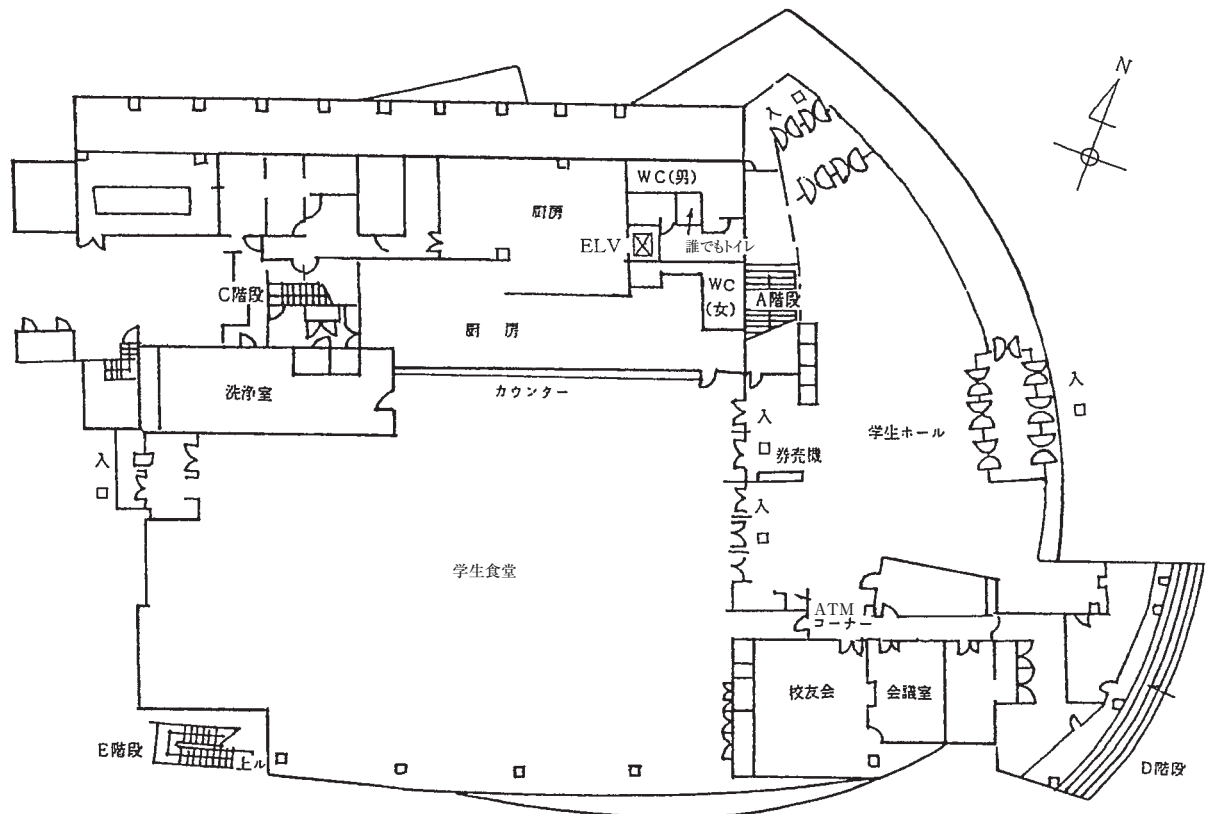
デジタル公衆電話、ICカード電話……受話器をとることで通話

災害伝言ダイヤル(局番なし) 171番

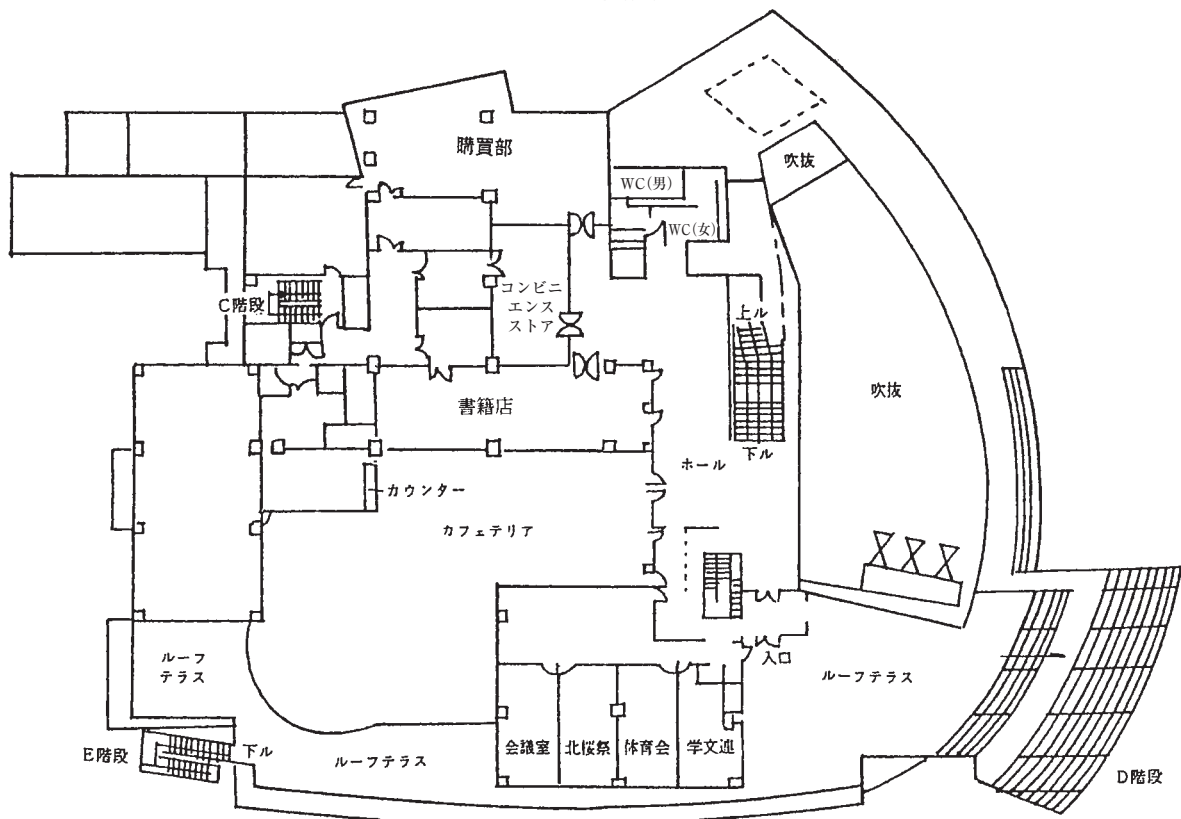
- ① 「171」をダイヤルします
 - ② 利用ガイダンスに従います
 - ③ 伝言の録音（再生）をします
- ※伝言の録音（再生）は被災地の自宅の電話番号を使用します

災害用伝言ダイヤルホームページ <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/>

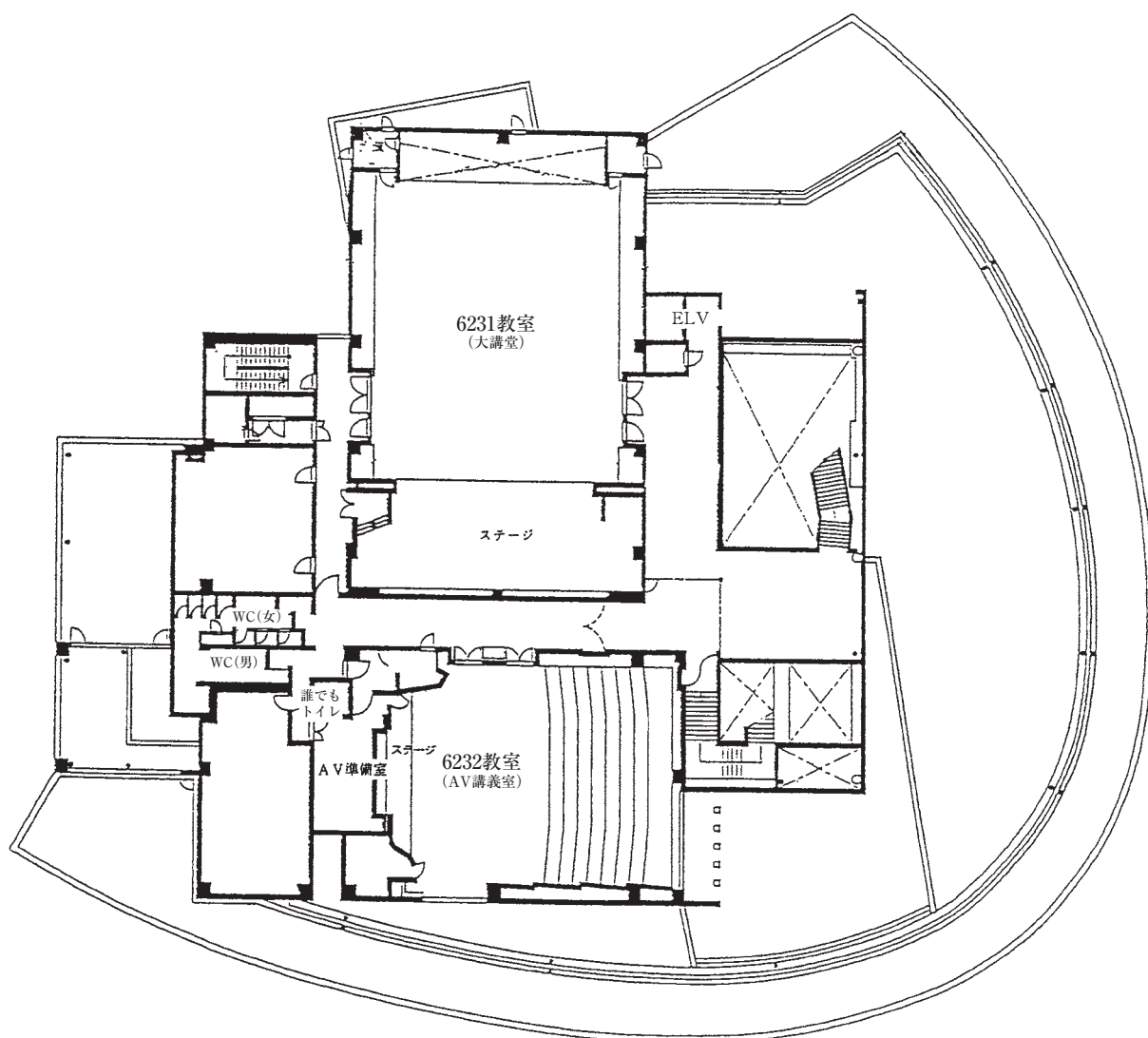
厚生センター案内図 62号館(50周年記念館)



1 階平面図



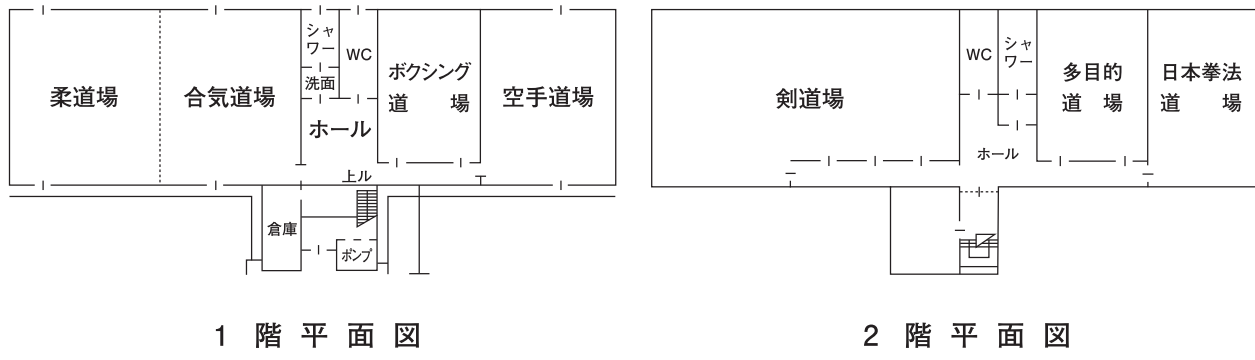
2 階平面図



3 階平面図

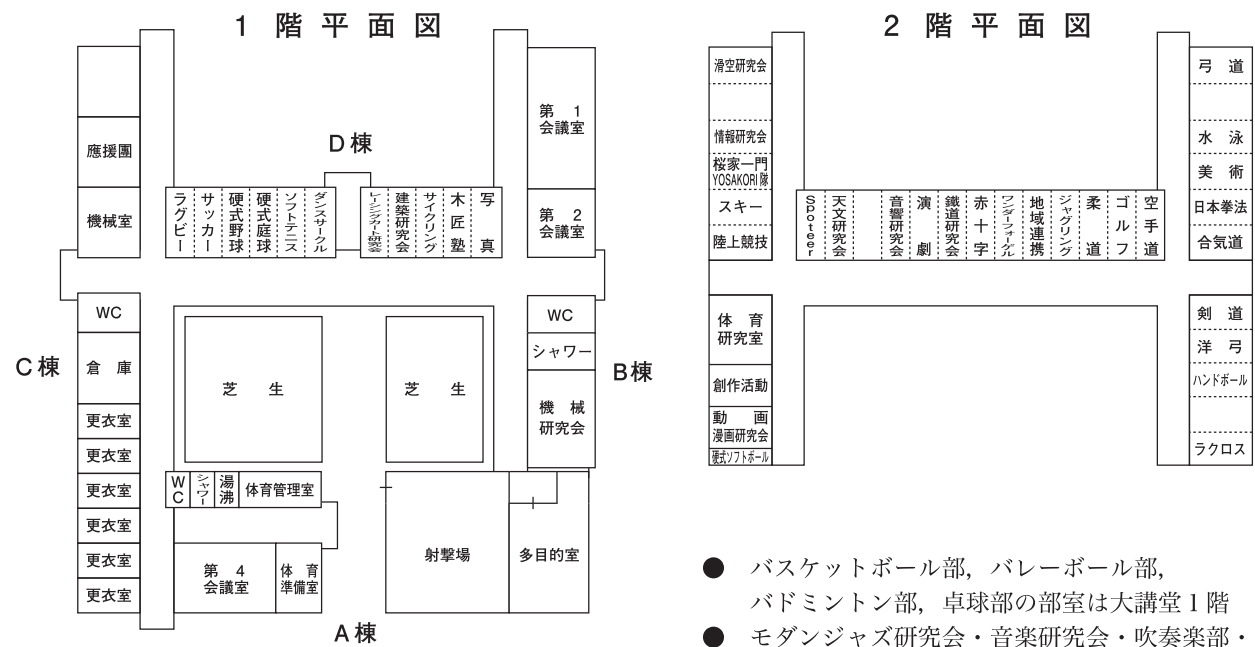
課外活動部室案内図

武道館(50号館)案内図



○武道館(50号館)利用細則は部室棟(52号館)利用細則に準ずる。

部室棟(52号館)案内図



- バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、卓球部の部室は大講堂1階
- モダンジャズ研究会・音楽研究会・吹奏楽部・管弦楽部・フォークソング同好会の部室は器楽練習棟(11号館)
- 射撃部の部室は射撃場

——— 通学用自動車
 通学用自動二輪車・原付
 ■■■ 自転車通行可能道路

